

○介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八条第四項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第四項及び第八十七条第三項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定した費用の額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注10から注12までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注3から注5までの規定による加算に係る費用の額</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注4から注6までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注4から注6までの規定による加算に係る費用の額</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5から注7まで及び注10の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5から注7までの規定による加算に係る費用の額</p> <p>四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サ</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注10の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注3の規定による加算に係る費用の額</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注4の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注4の規定による加算に係る費用の額</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3及び注6の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注3の規定による加算に係る費用の額</p>

サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注5の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費の注2の規定による加算に係る費用の額

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注7の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注14、イ(6)、ロ(8)、ハ(6)及びニ(7)に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(4)、ロ(6)、ハ(4)及びニ(5)に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額

九 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のホの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のハの規定による加算に係る費用の額

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注10、イ(7)、ロ(9)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注8、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1の規定による加算に係る費用の額